

放課後児童対策の推進について

放課後子ども総合プランにおいて、県は、市町における円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討する場として、「推進委員会」を設置することと定められています。本県では、「三重県子ども・子育て会議」を「推進委員会」と位置付けています。

※推進委員会における主な検討内容（放課後子ども総合プランより抜粋）

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、三重県内における放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価等

1 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組として、放課後児童対策の推進を位置付け、放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合を平成31年度までに93%とする目標を掲げています。平成27年度の目標は89%ですが、実績は90.6%となりました。

放課後児童クラブ 327校区 放課後こども教室 112校区

どちらかが利用可能な校区 337校区 / 全小学校区 372校区 = 90.6%

2 三重県子ども・子育て支援事業支援計画における研修計画の取組状況

放課後児童支援員は、各クラブ（支援の単位）に2人以上配置することとされ、その内1名は県が実施する放課後児童支援員県資格認定研修を修了することが義務づけられました。（5年の経過措置あり）本県では、平成27年度放課後児童支援員県認定資格研修として、平成27年9月から12月にかけて、4会場において約400名を対象に実施します。（別紙1）

また、放課後児童クラブの補助員や放課後子ども教室の従事者を対象に、子育て支援員養成研修を実施する予定です。（別紙2）

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するため、市町と連携して、両事業に従事する者、参画する者と小学校の教員等との間で情報交換・情報共有ができる場を設ける予定です。

3 放課後子ども総合プランに基づく市町行動計画の策定状況等

○行動計画の策定状況

・策定済み 15市町 ・策定中 14市町

○実施状況（平成27年度）

放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の両事業を一体的、または連携

して実施している小学校区数

- ・ 一体的に実施 1 校区
- ・ 連携して実施 58 校区

(両事業を利用可能な小学校区 101 校区)

○ 一体的、または連携が進まない具体的な理由 (市町調査結果より)

- ・ 放課後子ども教室の実施にあたっては、余裕教室等の実施場所の確保、運営の担い手の確保、地域の方々の運営への参画等、様々なハードルが存在する。また、放課後児童クラブとして活用できる余裕教室等が少ないのも現状である。
- ・ 各小学校の児童数の減少、かつ放課後等に児童が習い事に通うなど、放課後子ども教室への参加者が限られている。また、各地域において、既に放課後子ども教室に類似した事業・活動が実施されており、放課後の子どもの安全な居場所の確保および様々な体験・活動の提供がなされているため、放課後子ども教室を各小学校区で設置する必要性がないと思われる地域も存在する。
- ・ 放課後児童クラブでは、放課後子ども教室と連携する場合、教室に参加する児童と、クラブに残る児童がでた場合、教室に引率する支援員と、クラブに残る支援員がそれぞれに必要となるため、人員確保および人件費の面で課題が残る。

議論のポイント

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合を93%に近づけていくための方策。
- ・ 一体的に、または連携した取組が促進されるための方策。
- ・ 人材育成の観点から研修をより充実させていくための方策。

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

○ 平成31年度末までに

■ 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備

(約90万人⇒約120万人)

・新規開設分の約80%を小学校内で実施

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

(約600か所⇒1万か所以上)を目標す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、二一スズに応じ、余裕教室等を活用

※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

○ 国は「放課後子ども総合プラン」に基づき取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○ 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、

・平成31年度に達成されるべき一体型目標事業量

・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策

などを記載し、計画的に整備

※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

○ 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」、都道府県と

○ 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

○ 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実

▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要

▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

・学校施設を活用してもなお地域に利用二一スズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討

・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

平成27年度放課後児童支援員県認定資格研修実施要綱

1. 研修の目的

放課後児童健全育成事業に従事する者が、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）に規定された放課後児童支援員として、必要な知識・技能を習得し、県の認定を得た有資格者となるため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

2. 実施主体

三重県

（ただし、研修の実施にあたっては、学校法人享栄学園鈴鹿大学短期大学部（以下「研修事業者」という。）に委託する。）

3. 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、原則として県内の放課後児童クラブに放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している者、又はしようとする者であって、各市町から推薦を受け、県が認める者。

4. 研修日程、会場及び定員

- (1) 県内4か所（津市、四日市市、松阪市及び伊賀市）にて実施
- (2) 受講者数は1か所につき100名程度で合計400名
- (3) 研修日程及び会場については下表のとおり

会場名 (実施場所)	津会場 (三重県津庁舎)	四日市会場 (三重県四日市庁舎)	伊賀会場 (三重県伊賀庁舎)	松阪会場 (三重県松阪庁舎)
研修日程				
第1回	9月13日(日)	9月6日(日)	9月27日(日)	9月20日(日)
第2回	10月11日(日)	10月25日(日)	10月18日(日)	10月4日(日)
第3回	11月15日(日)	11月22日(日)	11月1日(日)	11月8日(日)
第4回	12月13日(日)	1月10日(日)	11月29日(日)	12月6日(日)
予備日	12月20日(日)	1月31日(日)	1月17日(日)	1月24日(日)

※研修実施は4日(6時間)、予備日1日を想定

各会場情報(所在地)

会場	実施場所	会場所在地
津会場	三重県津庁舎	津市桜橋3-446-34
四日市会場	三重県四日市庁舎	四日市市新正4-21-5
伊賀会場	三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802番地
松阪会場	三重県松阪庁舎	松阪市高町138

5. タイムスケジュール

(第1回)

時刻	第1回
8:30~9:00	受付
9:00~9:30	開会 オリエンテーション
9:30~11:00	1時間目
11:00~11:10	休憩
11:10~12:40	2時間目
12:40~13:30	昼食休憩
13:30~15:00	3時間目
15:00~15:10	休憩
15:10~16:40	4時間目
16:40~17:00	チェックシート記入

(第2回以降)

時刻	第2回	第3回	第4回
8:30~9:00	受付		
9:00~10:30	1時間目		
10:30~10:40	休憩		
10:40~12:10	2時間目		
12:10~13:00	昼食休憩		
13:00~14:30	3時間目		
14:30~14:40	休憩		
14:40~16:10	4時間目		
16:10~16:30	チェックシート記入	チェックシート及び アンケート記入	

6. 研修内容

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5時間・90分×3)

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- (2) 子どもを理解するための基礎知識 (6時間・90分×4) (※)
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期 (6歳~12歳) の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 (4.5時間・90分×3)
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- (4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 (3時間・90分×2)
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
- (5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 (3時間・90分×2)
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
- (6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能 (3時間・90分×2)
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

(※) 受講者取得資格に応じた研修科目の一部免除について

子どもを理解するための基礎知識の各科目については、受講者の資格取得状況に応じて以下の科目を免除することができる。

科目の一部免除

資格取得状況	免除科目	
	項目科目	科目名
保育士の資格を有する場合	2-④	子どもの発達理解
	2-⑤	児童期 (6歳~12歳) の生活と発達
	2-⑥	障害のある子どもの理解
	2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
社会福祉士の資格を有する場合	2-⑥	障害のある子どもの理解
	2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
幼稚園、小学校、中学校、高等学校 又は中等教育学校の教諭となる資格 を有する場合	2-④	子どもの発達理解
	2-⑤	児童期 (6歳~12歳) の生活と発達

7. 受講の手続き

各市町は、県が示す市町別放課後児童支援員県認定資格研修受講者割当表に基づき、受講希望者をとりまとめ、以下により県へ推薦する。

(1) 受講者の受講資格確認

各市町は、受講希望者が放課後児童健全育成事業に従事している者、又はしようとしている者であり、平成27年7月1日現在において、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であるかの確認を、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書（以下「受講資格確認書類」という。）の原本又はその写し等により行うこと。

基準第10条第3項各号が示す要件

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は高等学校卒業等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

(2) 受講者の推薦方法

各市町は、規定の推薦（参加）者名簿を入力し、受講資格確認書類の写しを添付の上、県へ提出すること。

(3) 推薦先（書類送付先）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁2階

三重県子ども・家庭局子育て支援課 あて

(4) 推薦期限

平成27年7月24日（金）までに必着のこと。

8. 受講決定

県は、定員に達していない場合、推薦期限後も受付を行う。

県は、受講者を決定し、各市町及び研修事業者を受講者名簿を送付する。

本人への受講決定は、研修事業者から受講者に平成27年8月10日（月）までに開催案内及び受講票等の送付を以て行う。

9. 受講者の本人確認

研修事業者は、受講者の写真を貼った受講票の提示を以て、受講者の本人確認を行うものとする。

10. 受講費用

無料

(研修テキストについては、受講者個人が負担する。)

11. 修了評価

受講者は各回の研修終了後、研修事業者を通じて県にチェックシートを提出し、県は各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認することとする。

12. 修了の認定・修了証の交付

県は、研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、研修修了後、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証（仮称）」を県知事名で本人に交付することとする。

県は、受講者が他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合、既修了科目について既に履修したものとみなし、受講者からの申請があれば「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証（仮称）」を県知事名で本人に交付することとする。(なお「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証（仮称）」の有効期間はおおむね1年間とする。)

13. 留意点

(1) 認定者名簿の作成及び管理等

県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証（仮称）」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した名簿を作成し、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備することとする。

(2) 気象警報発令時の取扱い

研修開催日に県内で暴風警報および特別警報の発令が予想される場合は、研修事業者と県が協議の上、研修開催日前日の午後10時までに翌日開催の可否を判断し、研修事業者（鈴鹿大学短期大学部）のホームページ (<http://www.suzuka-jc.ac.jp/>) において周知することとする。

14. 附則

この要領は、平成27年7月3日から施行する。

「子育て支援員」研修について

趣旨

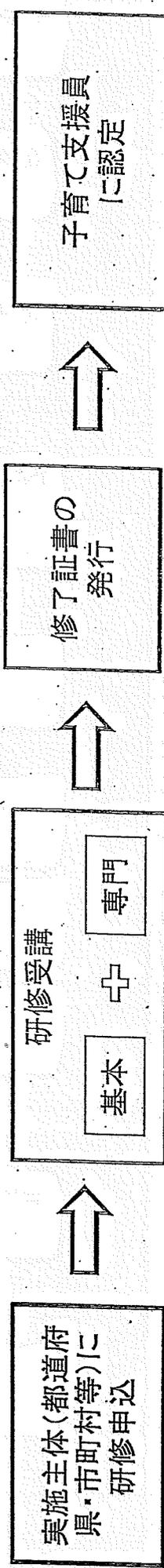
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

放課後児童
コ—ス

放課後児童クラブ
(補助員)

6科目・
9時間

乳幼児
コ—ス

乳幼児児童養護施設等
(補助的職員)

9科目・
11時間

地域保育
コ—ス

事業所内保育事業
(保育従事者)

家庭的保育事業
(家庭的保育補助者)

小規模保育事業
(保育従事者)

地域型保育

6科目・6～6.5時間
+2日以上

6科目・
6～6.5時間
+2日以上

一時預かり事業
(保育従事者)

ファミリーサポート
センター事業
(提供会員)

4科目・
6.5時間

地域子育て支援
コ—ス

利用者支援事業 基本型
(専任職員)

9科目・
24時間

利用者支援事業 特定型
(専任職員)

(※)
5科目・
5.5時間

地域子育て支援拠点事業
(専任職員)

6科目・
6時間

専門研修

基本研修
8科目・8時間

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 (注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
 (注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。